

# 新たなこくほ制度が始まりました

平成30年度から、こくほは  
北海道と市町村が協力して運営しています。

これまでは、こくほは市町村ごとに運営されていましたが、平成30年4月から、北海道も市町村とともにこくほの運営を担っています。



## ●市町村と北海道の新たな役割分担

市町村の役割	北海道の役割
これまでどおり、身近な窓口として、 <ul style="list-style-type: none"><li>● 保険料の決定・徴収</li><li>● 資格管理(保険証の発行など)</li><li>● 医療給付の決定・支給</li><li>● きめ細かい保健事業などを行っています。</li></ul>	新たにこくほの運営に加わり、安定的な財政運営の中心となり、 <ul style="list-style-type: none"><li>● 市町村が道に納める納付金や、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</li><li>● 事務の効率化、標準化、広域化の推進などを行っています。</li></ul>

## ●なぜ、北海道と市町村が協力して運営する必要があるの？

こくほは、勤務先の健康保険などの他の医療保険と比べると、加入者に高齢者が多く、医療費が年々増加している上に、所得水準が低いといった課題を抱えています。

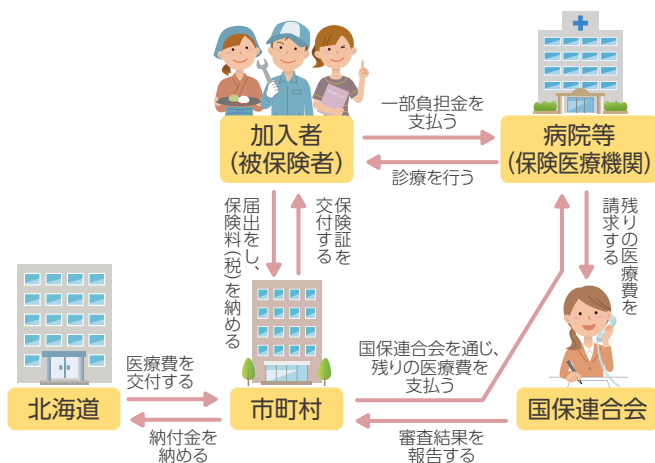
これまでの市町村のような小さい単位での運営では、医療費増加のリスクを抱えるには限界がある上に、少子高齢化や人口減少により、地域によって加入者が減り続けていく恐れもあります。また、市町村ごとに保険料が大きく異なっているため、公平な加入者負担となっていません。

そのため、運営の単位を北海道全体に拡大し、国民皆保険の要であるこくほ<sup>かなめ</sup>を安定した制度として、次の世代に引き継げるよう運営していくとともに、保険料を全道で同じ水準に近づけていく(平準化)ことを目指します。

## ●加入者にはどのような影響があるの？

こくほの財政運営のしくみは変わりますが、加入者の方の医療の受け方は変わりません。

また、保険料(税)の納付先や保険給付の申請、各種届け出の窓口は、これまでどおりお住まいの市区町村で変わりません。



北海道全体で国保を運営する

## 平成30年4月から変わったこと

### ●保険証等の様式が変わりました(→5ページ)

北海道もこくほの保険者となるため、保険証(被保険者証)や限度額適用認定証等の様式が変わりました。

### ●資格の取得・喪失が都道府県単位になりました(→4ページ)

同一都道府県内で他市区町村へ住所が変わった場合でも、こくほの資格の取得・喪失は生じません。

ただし、異動先の市区町村における「適用開始年月日」の記載された保険証が交付されますので、今までどおり、市区町村に転入・転出の手続きが必要です。忘れずに届け出てください。

### ●高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算されます(→10ページ)

同一都道府県内であれば、他市区町村に転居した場合でも、平成30年4月以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当の該当回数は引き継ぎ、通算されます。

## 2 新たなこくほ制度が始まりました